

全銀協「行動憲章」の改定の主なポイント

○ 第1条（銀行の公共的使命）

解説に「(5)持続可能な社会の実現に向けた責務」として1項目を追加し、環境問題、人権問題などの社会的課題への対応や、当該問題に取り組むうえでのガバナンス体制の構築を進めることの重要性を記載。

○ 第2条（質の高い金融サービスの提供）

解説の中で ESG の考え方を踏まえた取組み、および取引先の経営に対する金融機関のサポートの重要性について追記。

○ 第5条（人権の尊重）

SDGs においては「誰一人取り残さない - No one will be left behind」が理念とされており、取引先の取組みによる影響等も含む意味での人権を尊重する必要があるとの観点から、本条を新設。

○ 第7条（環境問題への取組み）

昨今の「気候変動リスクへの対応や融資ポリシーを包含する環境方針への進化の必要性」を認識した上で、解説に、「気候変動への適応」という文言を追加。

○ 第8条（社会参画と発展への貢献）

社会貢献活動に留まらず、課題に関心を持つステークホルダーと協働のうえ、社会に参画し、課題解決に貢献することが重要であることを明確化。

○ 第9条（反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応）

近時、テロ組織による悪質な行為が多発し、その被害も増大していることを踏まえ、テロ組織との関係遮断も徹底することを明確化し、解説に「(4)テロ等の脅威への対応」を新設し、マネー・ローンダリング対策やテロ資金供与対策について、不断に高度化を図る必要があることを新たに記載。

以 上